

2026年2月27日

「ほのぼの」シリーズ
 基幹業務システム（給与管理システム）
 システム担当者 様



システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

令和8年 健康保険および介護保険料率改定への対応 ならびに、子ども・子育て支援金対応版のリリースについて

拝啓 平素は弊社の「ほのぼの」シリーズ 給与管理システムをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。
 早速となりますが、令和8年3月分（4月納付）より健康保険料率および介護保険料率に変更されます。
 つきましては、下記の内容をご確認の上、保険料率を設定していただきますようお願い申し上げます。

敬具

—記—

■ 改定内容

(1) 令和8年3月分（令和8年4月納付分）より社会保険の料率が以下のように改定されます。

○ 健康保険料率：保険料率の変更がございます。

変更後の保険料率（都道府県毎）につきましては下表をご参照ください。

○ 特定保険料率：保険料率の変更がございます。

（現行）33.8/1000 → （変更後）32.4/1000

○ 介護保険料率：保険料率の変更がございます。

（現行）15.9/1000 → （変更後）16.2/1000

＜参考＞都道府県毎の健康保険料率（令和8年3月分～） （単位：1000分の1）

(北海道) 102.8	(青森) 98.5	(岩手) 95.1	(宮城) 101.0	(秋田) 100.1
(山形) 97.5	(福島) 95.0	(茨城) 95.2	(栃木) 98.2	(群馬) 96.8
(埼玉) 96.7	(千葉) 97.3	(東京) 98.5	(神奈川) 99.2	(新潟) 92.1
(富山) 95.9	(石川) 97.0	(福井) 97.1	(山梨) 95.5	(長野) 96.3
(岐阜) 98.0	(静岡) 96.1	(愛知) 99.3	(三重) 97.7	(滋賀) 98.8
(京都) 98.9	(大阪) 101.3	(兵庫) 101.2	(奈良) 99.1	(和歌山) 100.6
(鳥取) 98.6	(島根) 99.4	(岡山) 100.5	(広島) 97.8	(山口) 101.5
(徳島) 102.4	(香川) 100.2	(愛媛) 99.8	(高知) 100.5	(福岡) 101.1
(佐賀) 105.5	(長崎) 100.6	(熊本) 100.8	(大分) 100.8	(宮崎) 97.7
(鹿児島) 101.3	(沖縄) 94.4			

(協会けんぽHP より抜粋)

※ 健康保険に関する詳細は、全国健康保険協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

■ 「ほのぼの」シリーズ給与管理システム ver. 4 における対応方法

以下の作業は令和8年3月分の社会保険料を計算する給与処理の直前に行ってください。

※ 3月分の社会保険料を3月分給与で控除するお客様は3月分の給与計算前に、4月分の給与で控除するお客様は4月分の給与計算前に行ってください。

1. はじめに、保険料率の登録方法をご案内します。

(1) 以下の手順で設定画面を開きます。

① ツールバーの【マスタ登録】をクリックします。

② マスタ選択欄より【法人給与】をクリックします。

③ [社会保険]をクリックします。
【社会保険】画面が表示されます。

④ [保険料率設定]ボタンをクリックして、【社会保険料率登録／選択】画面を開きます。

給与	賞与	給与	健康保険			厚生年金		厚生年金基金	
			一般	特定	介護	男子	女子	男子	女子
職員	48.750	16.900	7.950	91.500	91.500	0.000	0.000	0.000	
事業主	48.750	16.900	7.950	91.500	91.500	0.000	0.000	3.600	
納付	97.500	33.800	15.900	183.000	183.000	0.000	0.000	3.600	
職員	48.750	16.900	7.950	91.500	91.500	0.000	0.000	0.000	
事業主	48.750	16.900	7.950	91.500	91.500	0.000	0.000	3.600	
納付	97.500	33.800	15.900	183.000	183.000	0.000	0.000	3.600	
限度額			5,730,000		1,500,000		1,500,000		

⑤ 開始年月が最新の行を選択した状態で、F8[行追加]ボタンをクリックします。新しく行が追加されますので、開始年月に「R 8/ 3」と登録します。

※ 備考には、改定内容を登録します。
例:「健康保険料率と介護保険料率の改定」

⑥ (1) [納付]、(2) [職員]の順に入力すると(3) [事業主]分が自動で表示されます。給与、賞与とも左図の順番で料率を変更しましたら F6[更新]ボタンをクリックします。

注意① [職員]の率を忘れずに設定してください。

注意② 「一般」は、1 ページ目の各都道府県の健康保険料率を設定してください。左図の例は、山形県の健康保険料率です。

給与	賞与	給与	健康保険		
			一般	特定	介護
(2) 職員			48.750	16.200	8.100
(3) 事業主			48.750	16.200	8.100
(1) 納付			97.500	32.400	16.200
(2) 職員			48.750	16.200	8.100
(3) 事業主			48.750	16.200	8.100
(1) 納付			97.500	32.400	16.200

- (2) 保険料率表が複数登録されているお客様は、《保険料率表名称》を切替えていただき、すべての保険料率表について⑤⑥の操作を行います。
- (3) 以上の作業が完了しましたら、[閉じる] ボタンをクリックし【社会保険料率登録／選択】画面を終了します。

2. 次に、給与処理月更新の登録方法をご案内します。

- (1) 【トップメニュー】→【給与計算】→【給与処理月更新】の順で画面を起動します。

① 処理年月を令和8年3月分の社会保険料を控除する月に設定します。

② F8[設定]ボタンをクリックし、【集計設定】画面を表示します。

③ 社会保険月額再設定において、《●処理月更新時に実行》を選択して[更新]ボタンをクリックします。
※《厚生年金保険等級・標準報酬月額を再設定する》のチェックは不要です。

④ [閉じる]ボタンをクリックし、【集計設定】画面を終了します。

⑤ F6[更新]ボタンをクリックします。社会保険月額が自動設定されます。

上記の作業が完了しましたら、給与処理を開始します。以後、改定後の保険料率が適用されます。

■ 子ども・子育て支援金対応版のリリースについて

先日2月13日にご案内いたしました子ども・子育て支援金の計算に対応したプログラムを以下の予定でリリースいたします。

- ・NDSダウンロードをご利用のお客様向け

2026年3月24日(火)午前9時に配信を予定しております。

- ・onlineプラットフォームをご利用のお客様向け

2026年3月24日(火)午後10時～3月25日(水)午前6時までメンテナンスを予定しております。

- ・DVD媒体でバージョンアップされるお客様向け

バージョンアップ媒体の発送を3月下旬に予定しております。

(※NDSダウンロードのお申し込みをいただいているお客様への媒体発送はございません)

バージョンアップ後、支援金料率の登録等の作業が必要となります。

登録方法につきましては、バージョンアップ後に公開される[お知らせ]より[対応項目一覧 補足説明資料集 (2026年3月改正対応版 子ども・子育て支援金対応)]をご確認ください。

【お問い合わせ先】

上記に関してご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上